

患者さまへ

処方せんの記載変更についてのお知らせ

(一部お薬が一般名処方に変更となります)

平成28年2月2日より当院で発行する院外処方せんは、一部において『先発医薬品』か『後発医薬品(ジェネリック薬)』を患者さまに保険薬局にて選んでいただくことが出来るように“一般名処方”の記載に変更となります。

医師が商品名を指定して処方する場合や後発品が存在しないお薬などに対しては、今まで通りの商品名での記載となります。

ご不明な点がございましたら、職員にお問い合わせいただくか、主治医にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

❖一般名処方の処方せんを発行するとは？❖

これまでは、『製薬会社が独自につけたお薬の名前(=商品名)』と『後発医薬品には「会社名」を付加』

して処方せんに記載するのが通常でした。それに対して、一般名処方は商品名や会社名を指定せず、

お薬の効果を表している『有効成分の名前(=一般名)』のみで処方を行うことをいいます。

例) 旧来(先発品)⇒ムコダイン(商品名)錠500mg

旧来(後発品)⇒カルボシステイン錠500mg「サワイ」

今後(一般名)⇒【般】カルボシステイン錠500mg

一般名(成分名) 形含量 会社名

❖どうして一部なの？❖

すべてのお薬には、もちろん成分がありますので、どのお薬も成分名(一般名)で表すことができます。しかし中には2~3種類の成分が混合されているものや、一般名にすることが難しいお薬もあります。

また一般名で処方しても選べるお薬が1つしかないケースもあります。当院では、患者さまに間違いなくお薬がわたるよう・患者さまが有益なお薬選びができるよう細心の注意を払って薬剤を選んでいきます。

今後、安全・有益が確認されたお薬が出てきましたら、対象の薬を増やしていきたいと考えています。

変更点

【1月31日までの発行の処方せん】

処方せんに記載されているお薬名は、全て製薬会社が決めた販売名(商品名)

【2月2日以降発行の処方せん】

一部において【般】と表記されているお薬(一般名処方)の処方せんを発行。

このお薬は、患者さまご自身が保険(調剤)薬局で先発医薬品または後発医薬品を選択することになります。お薬の商品名に対するお問い合わせにおきましては、保険薬局にてご相談ください。

平成28年1月29日